平成２７年（フ）第１４５４号
埼玉県熊谷市久下1235－３
債務者　箕田　雅美
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４５７号
東京都練馬区錦１丁目27－３－101
債務者　堀川　洋子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４６０号
東京都目黒区緑が丘３－10－３　プレステージ３Ｃ、住民票上の住所東京都目黒区緑が丘３丁目10－３　プレステージ
債務者　宇惠野龍子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４６３号
東京都練馬区石神井台３丁目７－19
債務者　山本　徳幸
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４６８号
東京都大田区新蒲田３丁目21－２　ロングハイツⅡ301号室
債務者　葛西　俊哉
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４６９号
東京都練馬区光が丘２丁目７－４－1308
債務者　増田やよい
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４７０号
東京都町田市鶴間467－２－503
債務者　國井　まい（旧姓尾口）
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４７４号
東京都新宿区市谷柳町35－１－104
債務者　森　　勇太
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４７８号
神奈川県横須賀市二葉１丁目50－35　パークハイツＪ101
債務者　長谷川英子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４７９号
東京都目黒区中央町２－32－５　スマイルプラザ中央町４Ｆ、住民票上の住所東京都江戸川区江戸川５丁目７－14
債務者　櫻井　孝雄
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４８１号
東京都東村山市恩多町１丁目５－42　ジェネシスパート６－106
債務者　平田あや子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０５０号
横浜市泉区新橋町1382番地　グランベールヨシミ302号
債務者　竹内　美加
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１号
横浜市旭区二俣川２丁目46番地11　ハイツベルヴィ103
債務者　菊池　栄子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９号
神奈川県鎌倉市梶原87番地３　ベルピア湘南深沢１－107
債務者　佐藤　広海
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９０号
大阪府東大阪市吉田３丁目12番６号
債務者　中島　洋二
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部